

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

- ・本業の電気・電気通信工事業において他業種（土木建築業者、設備工事業者）と協力し、客先の要望にワンストップで対応できる体制を適正価格で協力業者に発注します。

b. IT 実装支援

- ・積極的に新しいアプリケーションを導入、事前に社員と協力業者間で現場の情報を共有し、現場作業の効率化を図ります。

c. 専門人材マッチング

- ・自社にて不足している現場技術者は地域内の個人事業主と協力できる体制を整え、適正な価格で発注しています。

d. 健康経営に関する取組

- ・建設業では難しかった「完全週休二日制」を実現しています、また残業は基本的に行わない、定時に現場から会社に帰着ではなく、定時に退社できるよう作業時間と作業量の配分を調整しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います、手形支払いはしません。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・手形取引は廃止しました、支払いは現金で支払い、特に労務費に関する支払いは「その月払い」（※請求書を25日までに頂ければ、その月内に支払っております）
- ・材料費などの購入においても複数回にわたる価格交渉を行わず、1回目の提示価格において最も優位な納入業者と相談し、原価を割るような無理な価格交渉は行いません。
- ・弊社からお願いする協力業者の作業においても、残業や休日出勤につながるような条件での発注はしません。

令和7年7月17日

株式会社ライトワーク

企 業 名

代表取締役 鈴木通之

役職・氏名

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。